平成２９年（フ）第７２号
佐賀市成章町５番３－１号
債務者　原　　桃香
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
佐賀市南佐賀１丁目17－１　佐賀リハビリテーション病院、住民票上の住所佐賀市久保田町大字徳万2265番地16　バルーン団地３棟
債務者　スナックけい子こと　西　　啓子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
佐賀県鳥栖市萱方町110　いぬお病院、住民票上の住所佐賀市大和町大字松瀬2533番地１
債務者　埜口　貴祥
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
佐賀市川副町大字福富40番地４、前住所佐賀市北川副町大字新郷486番地１
債務者　吉田　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
石川県羽咋郡志賀町酒見松田８番地１
債務者　高島　秀和
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第４９号
長野県塩尻市大字洗馬2203番地15
債務者　角間　義博
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１６号
長野県茅野市豊平1237番地１
債務者　勝山　一男
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１９号
長野県岡谷市長地源１丁目３番４号
債務者　大西　洋平
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県たつの市龍野町片山455番地１　レオパレス21龍野209号室、従前の住所兵庫県相生市若狭野町西後明162番地８
債務者　奥　真裕巳
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４１号
山口県下関市豊田町大字殿敷1815番地１
債務者　宮﨑　春美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
大分市城崎町３丁目２番12号（第７シムスタワーハウス403）
債務者　後藤　正志
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４９号
宮崎県日向市都町８番７号　光ハイネス101号
債務者　後藤　規子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５３号
沖縄県那覇市具志３丁目13番10号　イリーデルーチェ302
債務者　宮国なぎさ（旧姓稲福）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４５号
神奈川県三浦市初声町下宮田308番地１　セレニティー203
債務者　楊林　　治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５６号
神奈川県逗子市沼間１丁目６番３号　パルメゾン須田102
債務者　伊藤　清明
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１２７号
熊本市北区麻生田４丁目14番７号　クレアコート102号
債務者　西嶋麻衣子（旧姓高瀬・坂田）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ｂ－506号
債務者　野原　俊雄
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部